

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不適合事象が対象になります。

平成18年8月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	「原子力発電所に設置されている計器に関する点検計画書」に基づく、4号機計器点検時、炉心スプレイポンプ（A・B）吐出圧力のヘッド補正值の誤りにより、設定値に誤り等の不適合を18件確認、これら計器の指示が正常であることを確認した。今後、是正処置を実施	A s	7月31日公表済 H18.8.27不適合 委員会再審議にて グレード変更 「その他（B）」→ 「区分Ⅱ（A s）」

区分Ⅲ：該当なし

その他：7件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	「原子力発電所に設置されている計器に関する点検計画書」に基づく、1号機計器点検時、ほう酸水注入系タンク水位計の0%校正値にズレ等の不適合を15件確認、これら計器の指示が正常であることを確認した。今後、是正処置を実施	B	
2	1号機	復水脱塩装置脱塩塔（NO. 4）流量記録計において、指示不良（スパイク状）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
3	2号機	「原子力発電所に設置されている計器に関する点検計画書」に基づく、2号機計器点検時、高圧注水ポンプ吐出流量の検出器と変換器のレンジ不整合により、指示値が実際の流量より低めに設定されていた等の不適合を21件確認、これら計器の指示が正常であることを確認した。今後、是正処置を実施	B	
4	3号機	「原子力発電所に設置されている計器に関する点検計画書」に基づく、3号機計器点検時、校正記録に誤記等の不適合を6件確認、これら計器の指示が正常であることを確認した。今後、是正処置を実施	C	
5	4号機	循環水ポンプ（A・B）グランド受け排水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
6	5号機	出力領域モニタ盤のプロコンデータ集積装置に動作不良が認められ、「軽故障及び重故障」表示ランプが点滅したため、当該装置を点検・修理	D	
7	6号機	「原子力発電所に設置されている計器に関する点検計画書」に基づく、6号機計器点検時、校正記録に誤記等の不適合を53件確認、これら計器の指示が正常であることを確認した。今後、是正処置を実施	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで